

授業目的公衆送信補償金

2023年度収受分に係る管理事業実施の概況

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS)

概要

- 主要教育機関（小学校、中学校、高等学校、大学）の概ね90%が補償金支払を申請
- 補償金収受額**51億5千万円**（税込）
 - 分配基金 **34億円**（当協会が税抜会計としていることから税別、以下同様）
 - 共通目的基金 **9億3千万円**
- 分配基金から著作権等管理事業者、権利者団体が中心となって、教育機関からの利用報告に基づいて権利者に対して分配する体制
- 2023年度は、支払申請のあった教育機関約35,800のうち約1,200の教育機関から利用報告を収集
- 2024年10月に分配を行う団体別に分配限度額を算出、権利者判明分から順次分配を実施
 - 2024年度分として利用を確認した著作物等数は、分配限度額算出時点で約68,400件
- 助成事業を公募し、2024年度中に83件の事業に助成、他2件の自主事業、3件の委託事業を実施

注) 本資料を通じて金額の端数処理の関係で合計等に若干誤差が生じることがある。

2023年度補償金支払申請結果

2024年3月31日現在

教育機関種別	申請件数※ (a)	文科省学校 基本調査数 (b)	申請率 (a/b) %
幼稚園	489	8,837	5.5
幼保連携型認定こども園	53	6,982	0.8
小学校	17,672	18,980	93.1
中学校	9,057	9,944	91.1
義務教育学校	185	207	89.4
高等学校	4,230	4,922	85.9
中等教育学校	47	57	82.5
特別支援学校	1,148	1,178	97.5
高等専門学校	57	57	98.3
大学（短大以外）	737	816	90.3
大学（短大）	235	302	77.8
専修学校	915	3,020	30.3
各種学校	43	1,015	4.2
合計	34,868	56,318	61.9

設置者件数	
国立大学法人等	98
地方公共団体等	1,770
学校法人等	1,409
その他	68
合計	3,345

(参考) 左表のうち通信制申請件数						
教育機関種別	公立	私立	その他	合計	総数	申請率
高等学校	72	74	0	146	274	53.3
大学（短大以外）	1	67	0	68	72	94.4
大学（短大）	0	11	0	11	11	100.0
専修学校	0	34	1	35	-	-
合計	73	188	1	262	357	-

※本表は全申請教育機関（35,553）のうち文科省コードが付与された教育機関を種別毎に抜粋したもの

2023年度收受補償金と分配

2023年度授業目的公衆送信補償金收受総額 5,156,111千円 (税込、他はすべて税別)

内訳※1 (初等中等教育收受額 2,275,352千円、高等教育收受額 2,411,681千円 4条補償金339千円)

分配基金 3,421,851千円 (4条補償金 316千円含む)	共通目的基金 20%※2 937,406千円	管理手数料 7%※3 328,116千円
--	------------------------------	----------------------------

2023年度補償金分配

収集された利用報告数 約34,300件

調査対象校数約1,200校

補償金を分配するための資料（教育機関で実際に利用された著作物の一覧）は、教育機関へかかる負荷に配慮し、2023年度は申請をいただいた教育機関の中から約1,200校に依頼

利用報告に含まれる分配対象著作物数 約68,400件（2024年10月分配限度額算出時）

分配対象著作物の権利者特定作業実施

2024年10月、分配業務受託団体※4ごとの2023年度分分配限度額（資料4参照）決定

分配の進捗状況（2025年11月30日現在）

（税別 単位：千円）

	分配基金①	分配済額	共通目的基金 組入額※5	分配基金 組入額※6	分配基金② (翌年度以降への 繰越額)※7	分配進捗率 (①-②) ÷ ①
2021年度分補償金	3,407,725	1,886,527	472,462	1,580	1,047,156	69.3%
2022年度分補償金	3,589,212	1,392,488	110,279	91,759	1,994,686	44.4%
2023年度分補償金	3,488,405	1,188,457	0	240,366	2,059,582	41.0%

共通目的基金

➡スライド6へ

前頁の補足

- ※1 2023年度授業目的公衆送信補償金収受総額内訳の初等中等教育収受額と高等教育収受額は、3条補償金（生徒等一人当たり年額による包括課金方式）の内訳である。4条補償金（授業目的公衆送信の都度課金する方式）は、初等中等教育と高等教育の合計額である
- ※2 共通目的基金2割を算出する元となるのは3条補償金のみ
- ※3 SARTRASの事務経費に充てる管理手数料の率は7%を上限とし理事会が定める（現状7%）管理手数料の未使用分は翌年度3条補償金に組み入れることとしている
- ※4 分配業務受託団体は、分配限度額の範囲内で権利者の連絡先等を特定し、分配可能額としてSARTRAS宛請求。分配業務受託団体で分配をカバーできない分野（地方自治体の著作物や企業や個人のウェブサイト掲載著作物等）については、SARTRASから分配業務受託団体を経由せずに、直接権利者に分配する（直接分配に係る管理手数料は15%を上限とし理事会が定める（現状15%））。なお、分配業務受託団体ごとの分配限度額は分配を担う分配業務受託団体の変更により変動することがある
- ※5 利用報告に基づく権利者特定作業により、権利者を特定する情報が得られなかった権利者分の補償金は、2023年度までは翌年度に共通目的基金へ組み入れてきたが（組み入れ予定額を含む、以下「共通目的基金組入額」という。）、分配規程の変更により、2024年度からは翌年度の分配基金に組み入れることとなった
- ※6 補償金を受領しない権利者からの寄付分は翌年度の分配基金に組み入れることとしている
- ※7 分配基金②（翌年度以降への繰越額）とは、分配基金①から分配済額、共通目的基金組入額と分配基金組入額を除いた額で、分配対象の権利者の連絡先が不明であるため、年度内に分配ができなかった補償金の総額である。権利者の連絡先の探索は翌年度以降も継続し、連絡先が判明する都度分配するため、分配基金②は年々減少することを見込む

共通目的基金・共通目的事業

- ・共通目的基金（※）を原資に2024年度に共通目的事業（著作権等の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興等に資する事業）を実施
※ 2023年度収受補償金の2割、及び共通目的基金組入額95,822千円、これに2022年度基金残高1,497,364千円を加えた合計2,530,592千円が2024年度共通目的基金総額
- ・共通目的事業として実施する個別事業については、7名の委員と6名の専門委員（学識経験者）（2025年11月30日現在）で構成する共通目的事業委員会での厳正な審査を経て、理事会で決定
- ・共通目的事業には、自主事業、委託事業及び助成事業の3種類があり、2024年度は、自主事業2件、委託事業3件及び助成事業83件を実施、申請者より事業完了後に提出された個別事業報告書及び証憑書類等を事務局で確認した上で、5月の共通目的事業委員会における審査にて全88件について事業完了を確認

付録：利用報告等からみた利用傾向 2023年度分

一般社団法人輿論科学協会まとめ

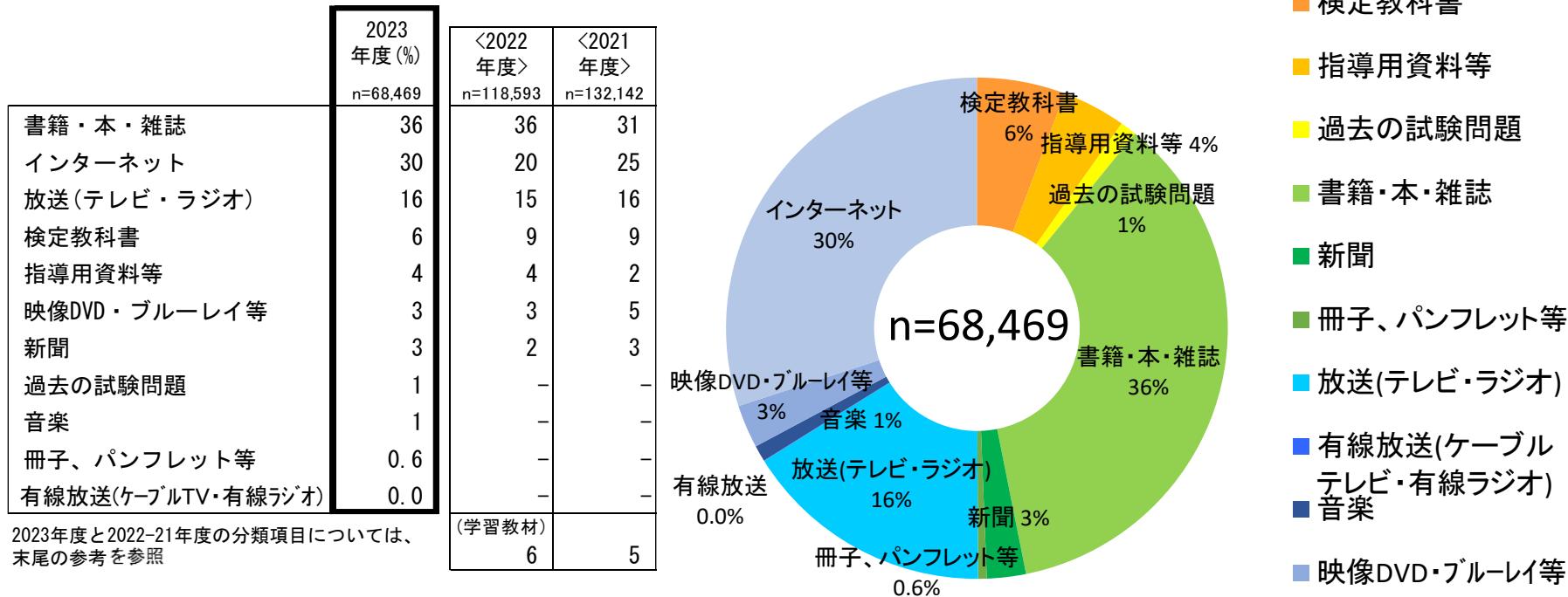
1. 著作物等の入手・掲載元

- 書籍・本・雑誌が36%、インターネットが30%、放送（テレビ・ラジオ）※が16%（図1）

※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む

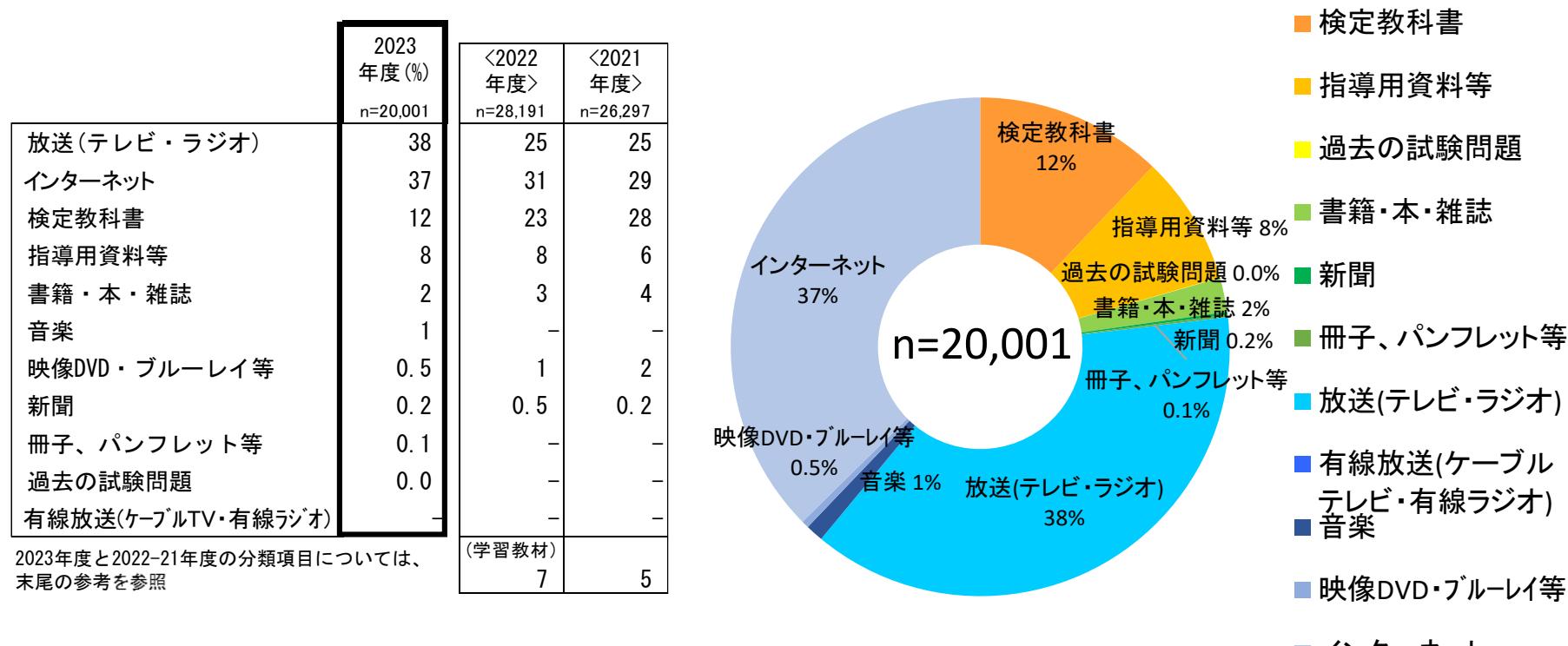
- 2023年度の上位5項目は、前年度と同じ

図1 著作物等の入手・掲載元(教育機関全体 2023年度)



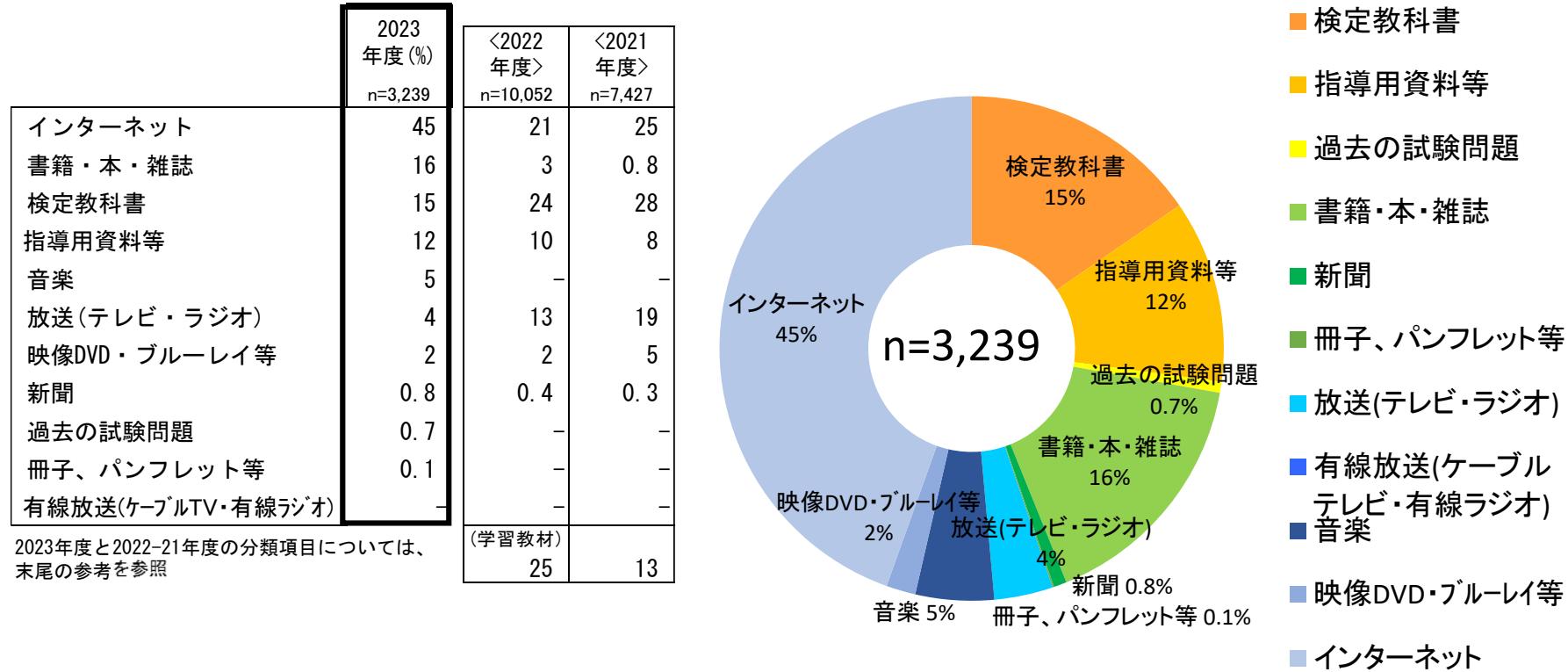
- ・ 小学校は、放送(テレビ・ラジオ)※が38%、インターネットが37%、検定教科書が12%（図2）
※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む
- ・ 2023年度の上位5項目は、前年度と同じ

図2 著作物等の入手・掲載元(小学校 2023年度)



- 中学校は、インターネットが45%、書籍・本・雑誌が16%、検定教科書が15%、指導用資料が12%（図3）
- 2023年度は、インターネットが21→45%と前年度から増加

図3 著作物等の入手・掲載元(中学校 2023年度)

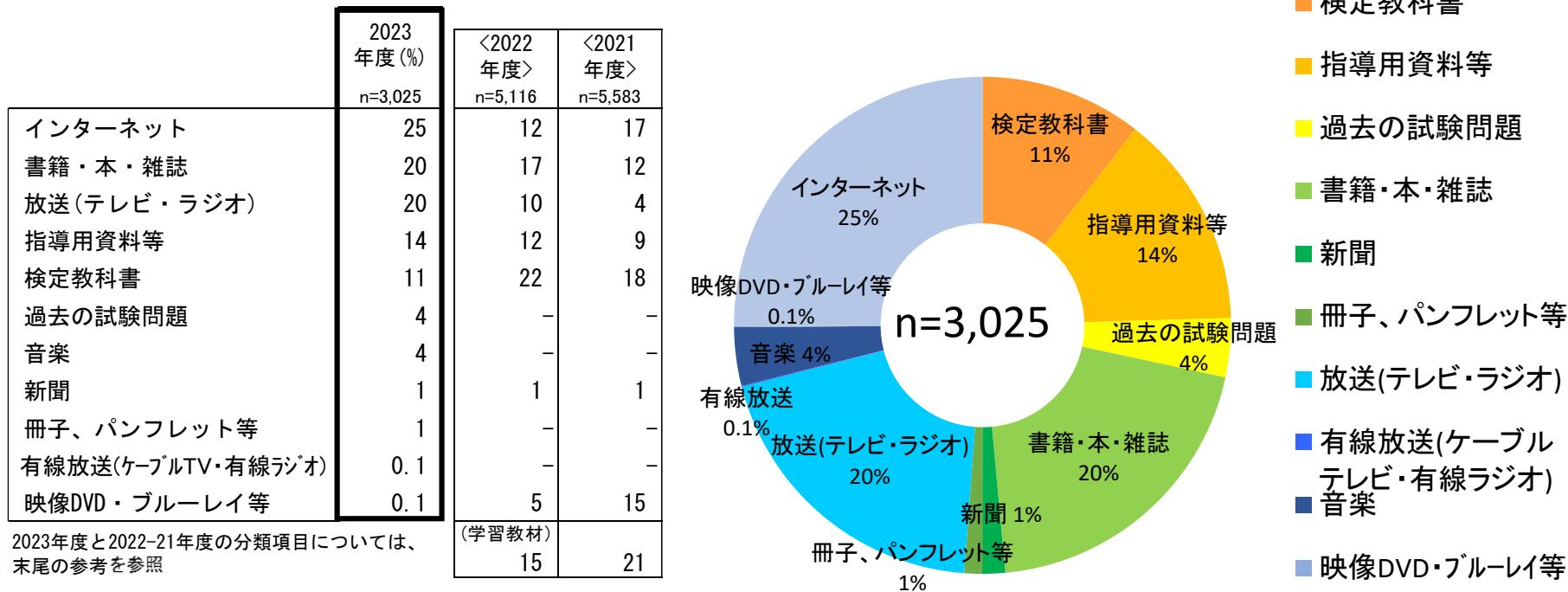


- 高等学校は、インターネットが25%、書籍・本・雑誌と放送(テレビ・ラジオ)※が20%、指導用資料が14%、検定教科書が11%（図4）

※放送番組を構成する著作権の著作権者や著作隣接権者を含む

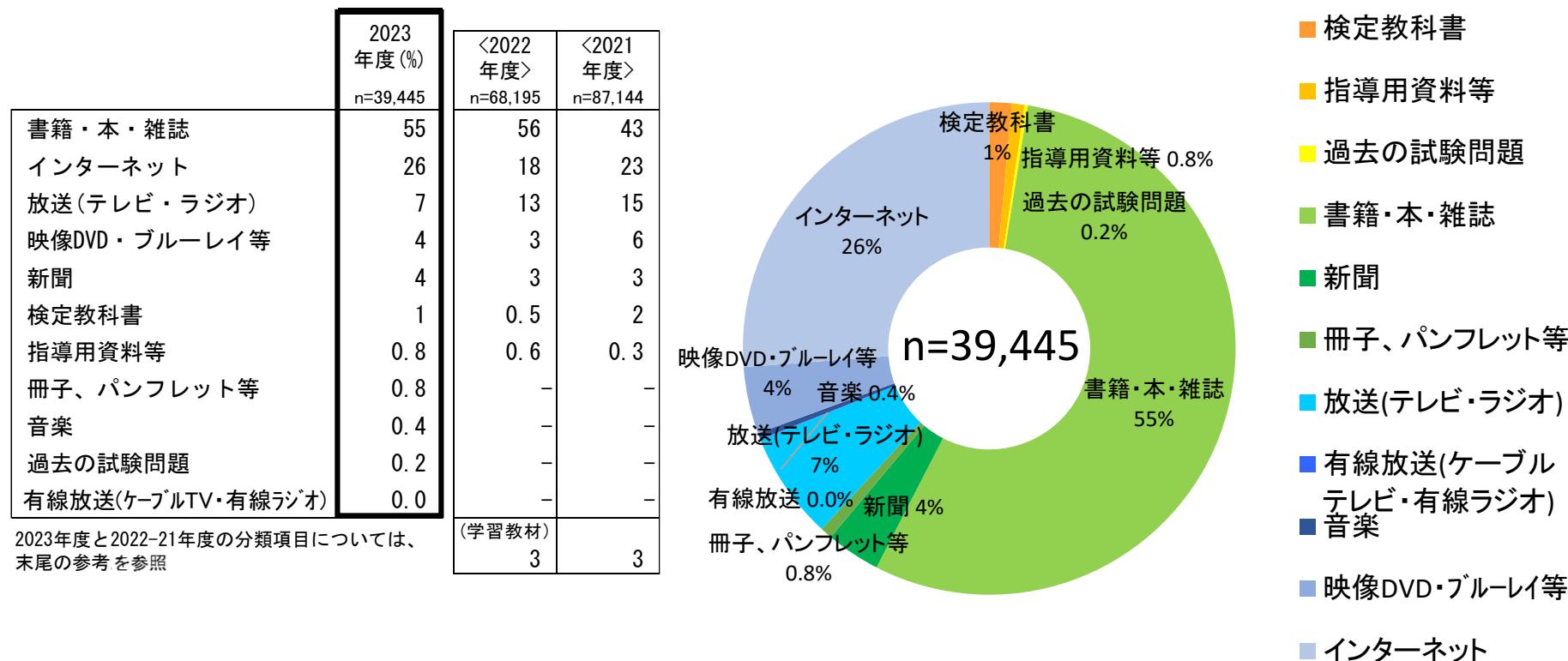
- 2023年度は、インターネットが12→25%と前年度から増加、放送(テレビ・ラジオ)が10→20%と増加

図4 著作物等の入手・掲載元(高等学校 2023年度)



- 大学は、書籍・本・雑誌が55%、インターネットが26%（図5）
- 2023年度の上位5項目は、前年度と同じ

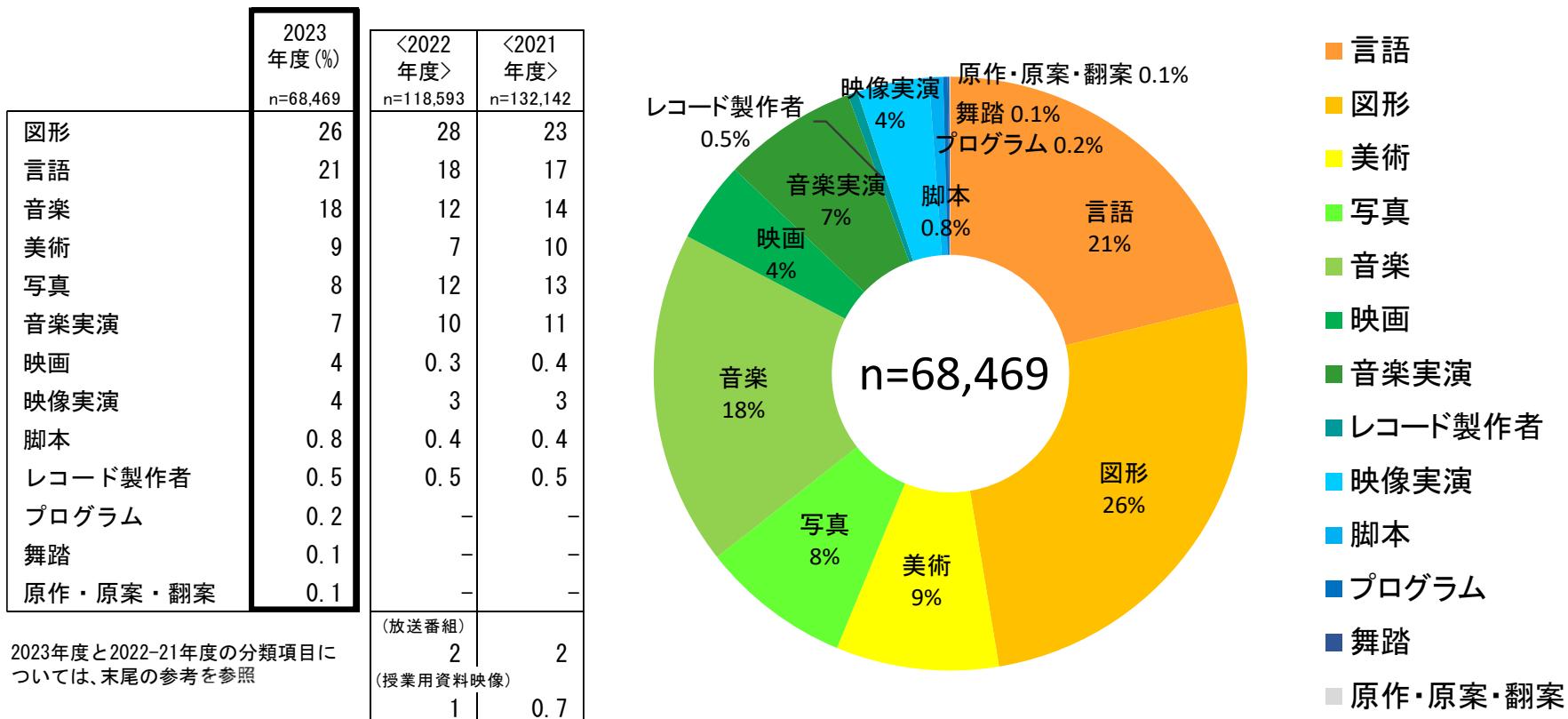
図5 著作物等の入手・掲載元(大学 2023年度)



2. 著作物等の分野

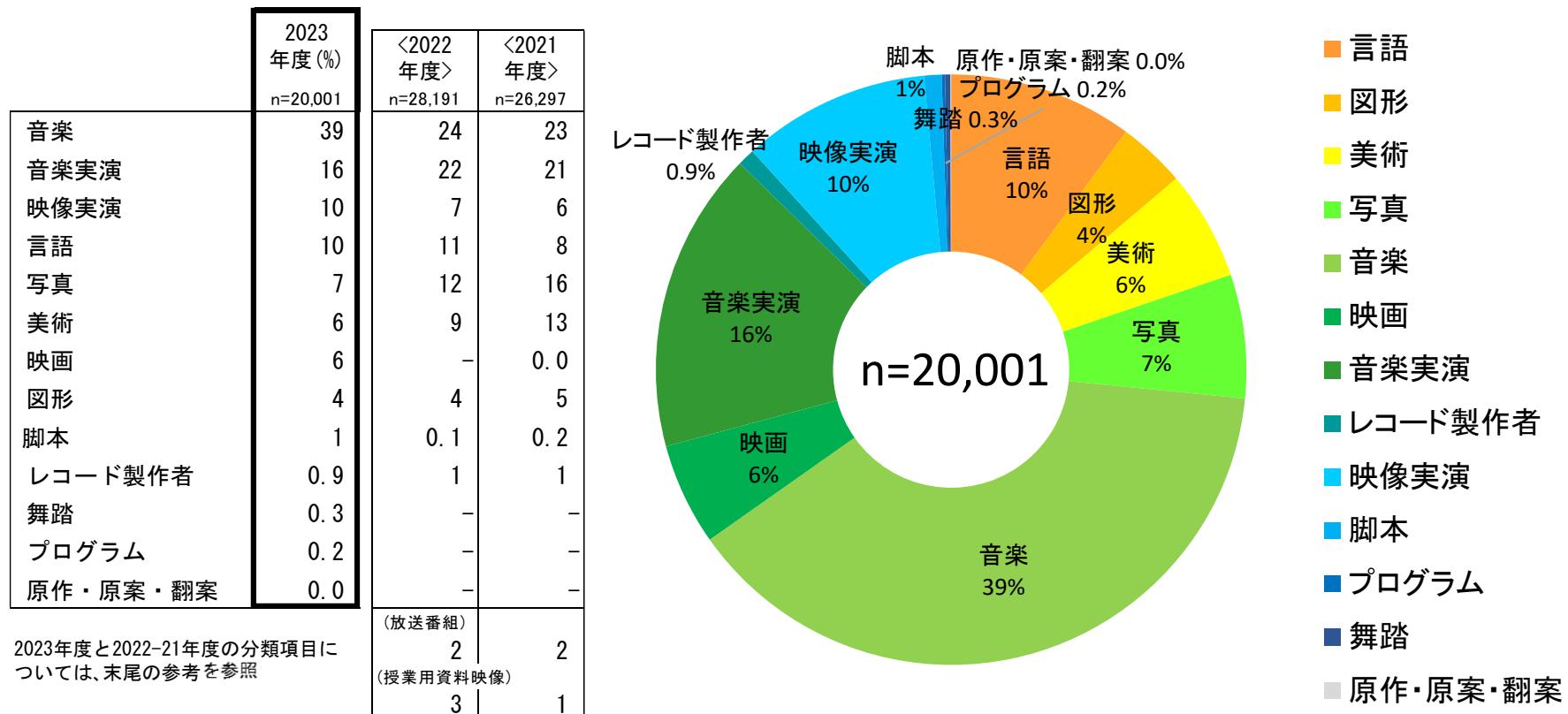
- 図形が26%、言語が21%、音楽が18%（図7）
- 2023年度の上位3項目は、前年度と同じ

図7 著作物等の分野（教育機関全体 2023年度）



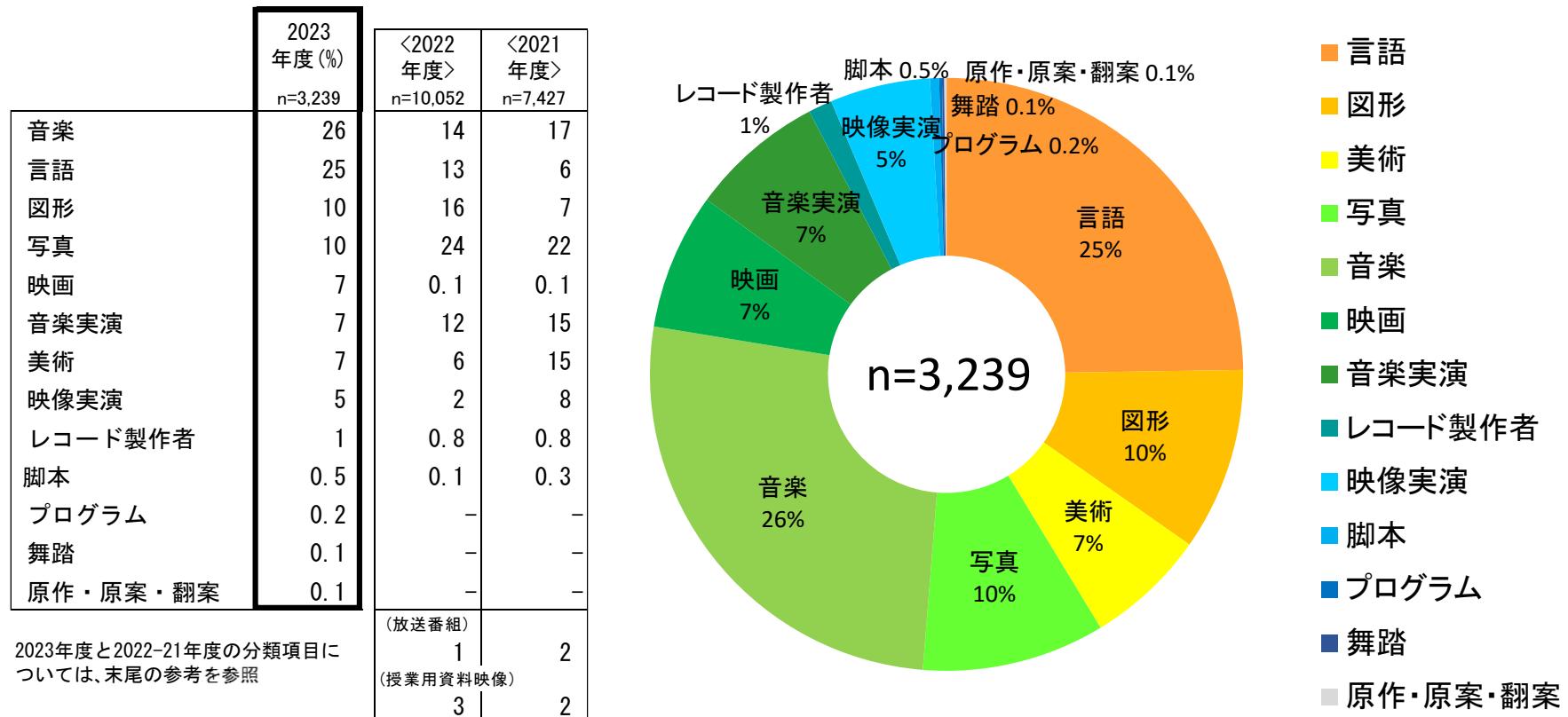
- ・ 小学校は、音楽が39%、音楽実演が16%、映像実演と言語が10%（図8）
- ・ 2023年度は、音楽が24→39%と前年度から増加
- ・ 2023年度の上位2項目は、前年度と同じ

図8 著作物等の分野(小学校 2023年度)



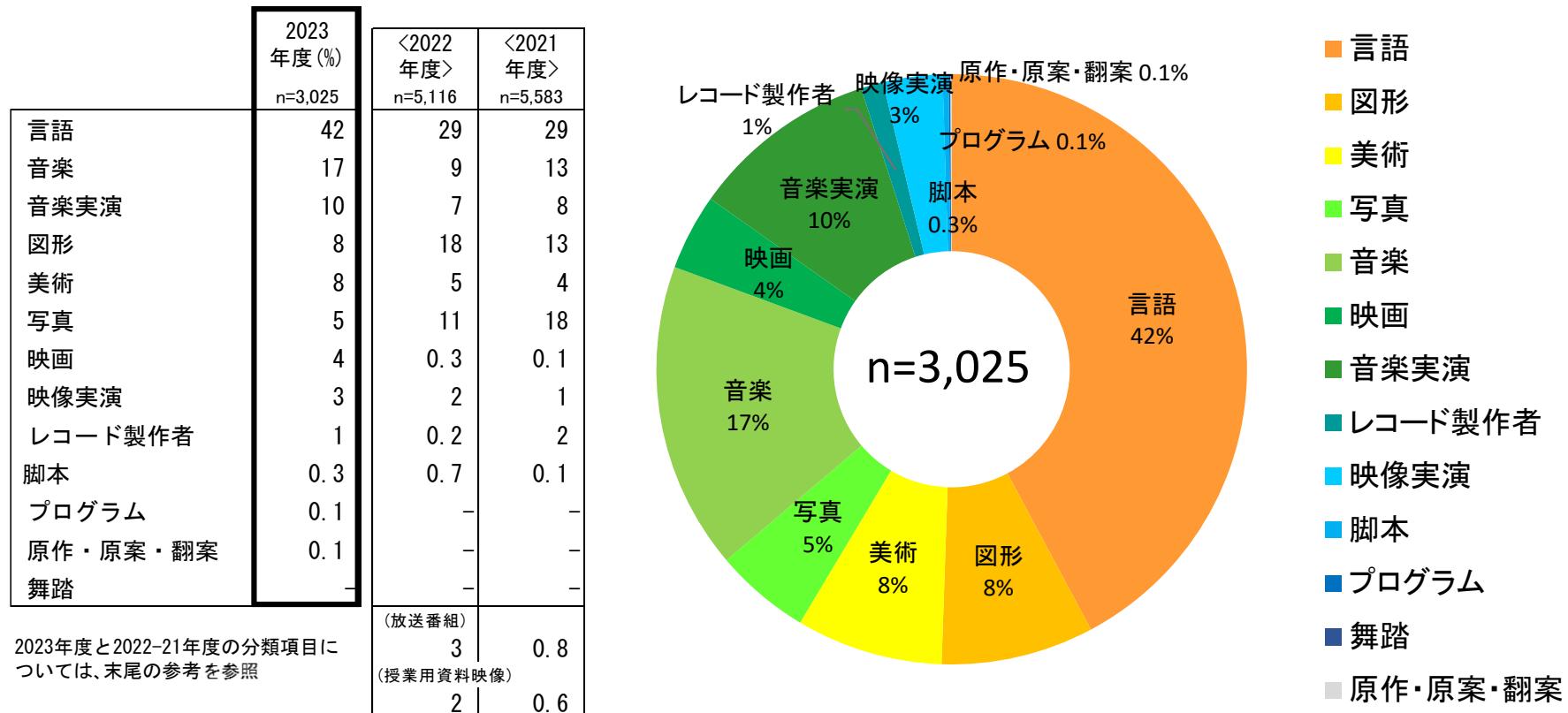
- 中学校は、音楽が26%、言語が25%、図形と写真が10%（図9）
- 2023年度は、音楽が14→26%、言語が13→25%と前年度から増加、写真が24→10%と減少
- 2023年度の上位4項目は、前年度と同じ

図9 著作物等の分野(中学校 2023年度)



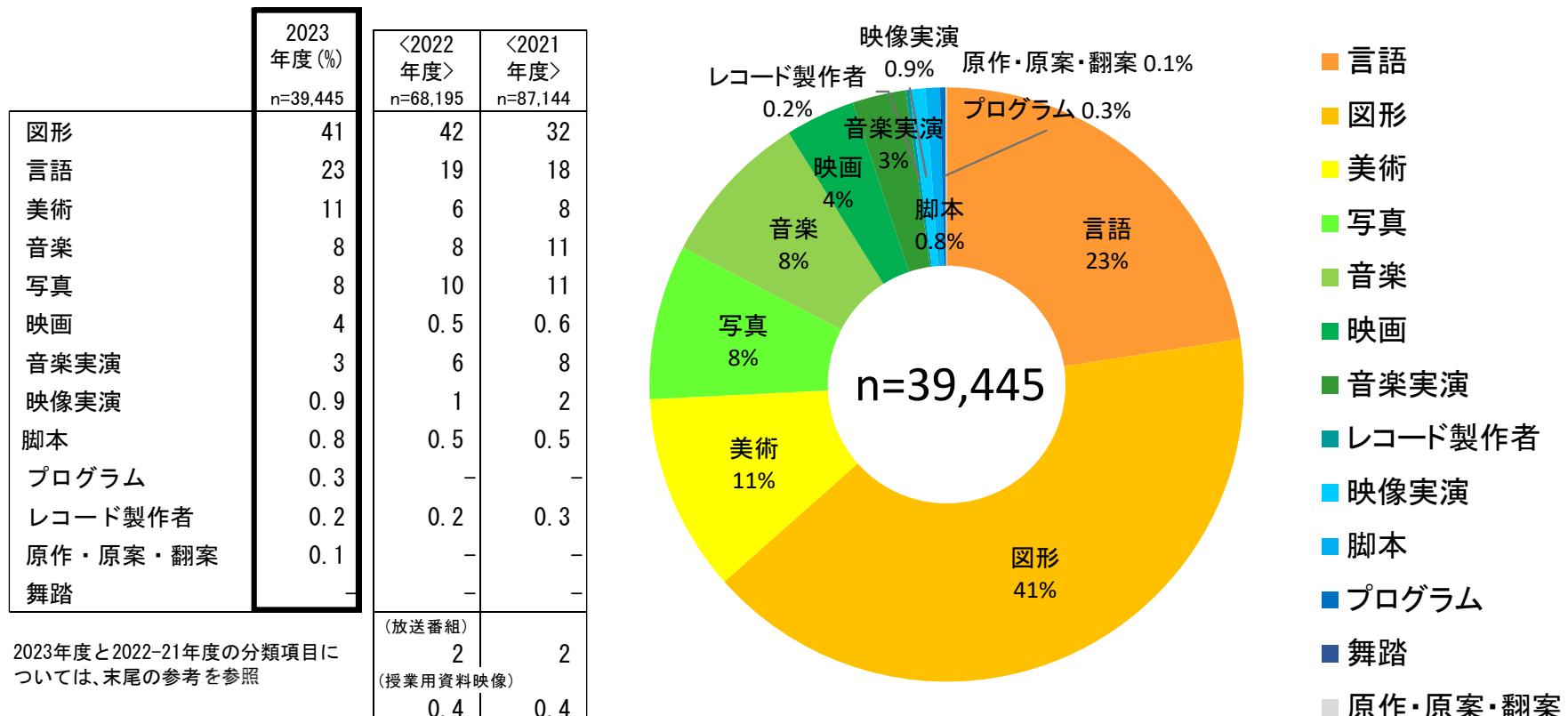
- 高等学校は、言語が42%、音楽が17%、音楽実演が10%（図10）
- 2023年度は、言語が29→42%、音楽が9→17%と前年度から増加、図形が18→8%と減少

図10 著作物等の分野(高等学校 2023年度)



- 大学は、図形が41%、言語が23%、美術が11%（図11）
- 2023年度の上位5項目は、前年度と同じ

図11 著作物等の分野(大学 2023年度)



[参考] 著作物等の分類等に関する2023年度における変更について

- 2023年度利用報告の著作物等の分類のしかたは、2023年度の利用報告入力フォーム (TSUMUGI) の導入に合わせ、2022、2021年度の分類から下のように変更を行った。

【著作物等の入手・掲載元】

<2023年度>	
書籍・本・雑誌	
検定教科書	
指導用資料等	
インターネット※1	
新聞	
放送(テレビ・ラジオ)	
有線放送(ケーブルテレビ・有線ラジオ)	
映像DVD・ブルーレイ等	
音楽	
過去の試験問題	
冊子、パンフレット等	

<2022-21年度>	
書籍・本・雑誌	
検定教科書	
指導用資料	
インターネット(文章・写真・イラスト等)	
インターネット(動画)	
新聞	
放送番組※2	
ビデオ・DVD・音楽CD※3	
学習教材※4	
その他※5	

【著作物等の分野】

<2023年度>	
言語	
図形	
美術	
写真	
音楽	
映画※6	
音楽実演	
レコード製作者	
映像実演	
脚本	
プログラム	
舞蹈	
原作・原案・翻案	

※7

<2022-21年度>	
文字・文章	
図表	
美術	
写真	
音楽	
映画	
音楽実演	
レコード製作者	
映像実演	
脚本	
放送番組	
授業用資料映像	
その他の動画	
その他	

※1 インターネット上に掲載された文章等や動画は「インターネット」として統一した。

※2 「放送番組」は、「放送」と「有線放送」を分けた。

※3 「ビデオ・DVD・音楽CD」は、記録されているものが映像か音楽かによって分け、「音楽CD」は「音楽」に包含した。

※4 「学習教材(2021年度は学習者用教材)」は、その掲載媒体に応じた「書籍・本・雑誌」「インターネット」「映像DVD・ブルーレイ等」などに包含した。

※5 「その他」は、主に「冊子、パンフレット等」に変更し、他は適切な分類に包含した。

※6 「映画」「放送番組」「授業用資料映像」「その他の動画」を「映画」として統一した。

※7 他の分類に含まれ、分類が統一されていなかったものを、新たに分類として設けた。

資料

1. 授業目的公衆送信補償金制度とは
2. SARTRASの構成団体・役員一覧
3. 補償金分配に必要な作業と分配計算
4. 2023年度分補償金分配業務受託団体別分配限度額一覧
5. 関連資料リンク

1. 授業目的公衆送信補償金制度とは

- 改正著作権法35条により、教育機関（営利を目的とするものを除く）で、教員又は生徒等が授業目的のために必要と認められる限度であれば、権利者の利益を不当に害しない限り、補償金を支払うことで権利者の許諾を得ることなく公衆送信できる制度

※改正前、同条により権利者の許諾を得ることなく利用できたのは著作物のコピーと同時遠隔合同授業の場合の公衆送信のみ

- 補償金の支払い義務者＝教育機関設置者
- 收受した補償金のうち3条補償金の総額の2割を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業（共通目的事業）のために支出

（参考）改正著作権法35条活用のガイドラインとして、教育関係団体、権利者関係団体からの推薦者及び有識者からなる著作物の教育利用に関する関係者フォーラムが改正著作権法第35条運用指針策定（最新版は令和3年度版及び追補版）

授業目的公衆送信補償金規程（抜粋）

第3条

授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

種	1人当たりの補償金額(年額)
幼稚園	60円
小学校	120円
中学校	180円
義務教育学校	1学年～6学年 120円 7学年～9学年 180円
高等学校	420円 専攻科 720円
中等教育学校	1学年～3学年 180円 4学年～6学年 420円 専攻科 720円
高等専門学校	1学年～3学年 420円 4学年～5学年 720円 専攻科 720円
大学	720円
特別支援学校	幼稚部 30円 小学部 60円 中学部 90円 高等部 210円 専攻科 360円
専修学校	高等課程 420円 専門課程 720円 一般課程のうち 幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円
各種学校	幼稚園に準じた教育を受ける補償金算定対象者 60円 小学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 120円 中学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 180円 高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円
保育所	60円
幼保連携型認定こども園	60円
放課後児童クラブ	60円
省庁等大学校	720円
職業能力開発施設	高等学校に準じた教育を受ける補償金算定対象者 420円 大学に準じた教育を受ける補償金算定対象者 720円

2. SARTRASの構成団体・役員一覧

2025年12月1日現在

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人 日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長（代表理事）	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	高杉 健二
理事	植木 康夫 上野 純子 江坂 博 竹内 敏 渡辺 暖
新聞教育著作権協議会	いとう 斗志八 ハセベバクシンオー 山本 一彦
言語等教育著作権協議会	池谷 慎一郎 笹平 直敬 棚井 文雄 涌井 陽一
視覚芸術等教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 長谷部 不止志
出版教育著作権協議会	池田 正義 楠本 靖 増田 裕一
音楽等教育著作権協議会	武田 裕之 二谷 裕真 吉田 一将
映像等教育著作権協議会	池村 聰 川瀬 真 松田 政行
有識者	野方 英樹
理事・事務局長	木下 文
監事	鶴田 泰三

3. 補償金分配に必要な作業と分配計算

• 利用報告の整備

- 教育機関から提出を受けた利用報告は、分配する権利者を特定するための整備作業が不可欠

• 著作物掲載・収録媒体（例えば教科書や書籍・雑誌）では、利用された著作物の権利者名の記載がすぐわかる箇所になく、利用報告上権利者名が入力されない場合が多い。このため、分配する権利者を特定するには権利者側で実物にあたるなどの整備作業が必要で、この作業に多くの時間、手間、コストを要した

（2023年度からは利用報告収集方法のより一層の改善を図るため、利用報告の受付窓口としてWEBシステム「TSUMUGI（つむぎ）」を開設）

• 権利者側で利用報告整備を行う担当

- SARTRAS及び分配業務受託団体（20団体）
- 整備協力団体（著作物掲載・収録媒体を発行している企業等の団体。主に出版・教科書・新聞・放送番組、動画分野）

• 3条補償金で利用された1著作物の補償金分配額算出方法

- 初等中等教育で利用された著作物の分配額

$$\frac{\text{初等中等教育からの補償金収受額}}{\text{初等中等教育から利用報告を受けた著作物ごとの履修者人数合計}} \times \text{当該著作物の受信者人数}$$

- 高等教育で利用された著作物の分配額

$$\frac{\text{高等教育からの補償金収受額}}{\text{高等教育から利用報告を受けた著作物ごとの履修者人数合計}} \times \text{当該著作物の受信者人数}$$

4. 2023年度分補償金分配業務受託団体別分配限度額一覧

2025年11月30日現在

受託団体名	規程第3条補償金 分配限度額（税別・千円）	規程第4条補償金 分配限度額（税別・円）
一般社団法人新聞著作権管理協会	102,981	42,237
一般社団法人学術著作権協会	213,287	0
協同組合日本脚本家連盟	33,950	0
一般社団法人日本美術著作権連合	287,956	54,800
公益社団法人日本漫画家協会	7,147	0
一般社団法人日本レコード協会	84,229	0
協同組合日本シナリオ作家協会	912	0
一般社団法人教科書著作権協会	251,680	0
一般社団法人日本美術著作権協会	1,561	0
一般社団法人日本音楽著作権協会	285,934	61,095
株式会社NexTone	17,781	0
一般社団法人日本写真著作権協会	165,705	0
公益社団法人日本専門新聞協会	1,806	0
公益社団法人日本文藝家協会	101,504	0
一般社団法人日本動画協会	4,773	0
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	154,164	0
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構	85,185	0
一般社団法人出版社著作権管理機構	136,582	0
一般社団法人日本民間放送連盟	4,862	0
一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構	1,446	0
SARTRAS（受託団体未定分）	1,544,949	158,057
総計	3,488,405	316,189

5. 関連リンク

SARTRAS

- [SARTRAS ウェブサイト](#)
- [授業目的公衆送信補償金規程](#)
- [共通目的事業個別事業一覧](#)

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

- [著作物の教育利用に関する関係者フォーラムウェブサイト](#)
- [改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）](#)
- [改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版](#)